



活用業務届出書

東経企営第 17-00198 号
平成 30 年 2 月 28 日

総務大臣

野田 聖子 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさ

代表取締役社長 山村 雅

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、当社のIP通信網サービス契約者等に対して、以下の設備を用いた業務を行う。

① 設備構成

当社のIP通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク※1を含む。以下同じ。）とは別個に構築または調達するサーバ設備と必要に応じ以下を組み合わせた構成とする。

- i) 当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために、他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線
- ii) 次世代ネットワークのSNI※2（当該サーバ設備と当社の業務区域内のエンドユーザとの通信を可能とするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した県間伝送路を介する場合も含む）
- iii) 当該サーバ設備と当社の業務区域外（以下「エリア外」という。）のエンドユーザとの通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき公募により調達した中継伝送区間に係る伝送路

本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

② 提供する業務

当該サーバ設備によるアプリケーションサービスの役務提供をするとともに、公募により調達したインターネット接続回線区間、県間伝送路区間、またはエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を行う。

また、IP通信網サービス契約者等に対して上記サービス等を提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という）にも上記の役務提供及び料金設定を行うものである。

これらの役務提供及び料金設定は全国において行うものである。

なお、アプリケーションサービスは、グループウェア（電子掲示板・スケジュール管理・ファイル共有等）やウィルス検索・除去、営業・顧客管理、文書管理、財務会計、医療・教育システム（記録・保管等）、災害時の安否システム、画像加工等のASP（総務省告示第405号（平成25年10月30日）に定める「日本標準産業分類」の説明及び内容例示において例示されているASP。以下同じ。）が提供するアプリケーションサービスと同種のものであり、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等の固有の機能と一体的に提供するものではない。

※1 総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」とする。

※2 SNI（Application Server-Network Interface）…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。地域IP網上のUNI（User-Network Interface）との接続を含む。以下同じ。

（2）主な業務の実施方法

（1）①に記載した設備を用いて、（1）②に記載した役務を当社のIP通信網サービス契約者等または他企業に対して提供する。また、インターネットとの間の通信またはエリア外のエンドユーザとの通信を可能にするために、当社が、上述の（1）②に記載した役務に用いる電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めて料金設定を行う。当該料金設定にあたっては、インターネット接続及び中継伝送区間に係る接続事業者を公募により選定した上で、中継伝送区間に係る伝送路については西日本電信電話株式会社との相互接続を行う。

なお、当社が構築または調達するサーバ設備は、（1）①のi）からiii）に示した設備と接続するものであり、当社のIP通信網とは別個の設備であるとともに、当社のIP通信網固有の機能の利用は必須としない。

本業務におけるアプリケーションサービスの提供にあたっては、必要に応じて、当社が当該アプリケーションサービスを提供する上で不可欠となる行政、医療、教育機関、企業等の情報で、他社の入手可能な情報

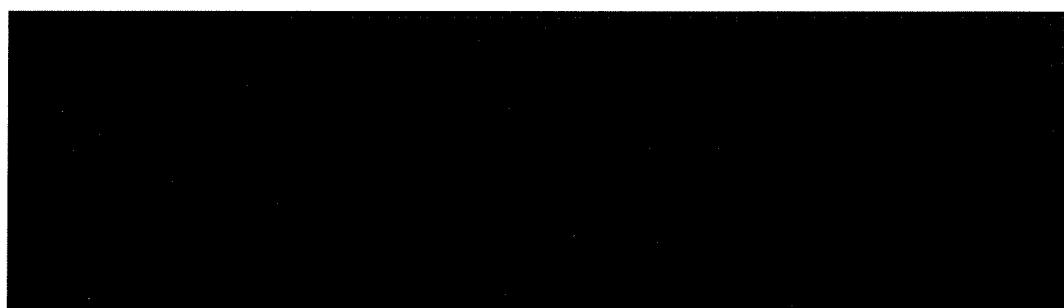
について、当該企業等からその情報を入手し、当該サーバ設備内に蓄積の上で、IP通信網サービス契約者等に対して提供する。

加えて、本業務の提供にあたっては、お客様が用意した当社のIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、必要に応じて、他の電気通信事業者が提供する同様の通信回線を接続して利用することを可能とする。

2. 業務の開始の日

平成30年3月（予定）

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金



(2) 調達方法

内部資金による。

5. 業務を営む理由

IP化・ブロードバンド化の進展に伴い、様々な市場・サービスの融合やASP等のインターネットを活用した新たなサービスの拡大、無線端末・タブレッ

ト型端末の普及等により、情報通信サービスへのニーズの高度化・多様化が進む中、様々なサービスがクラウドを通じて提供されてきている。

このような市場環境において、“より高速で快適”、“安心・安全”、“いつでもどこでも何でもつながる” ブロードバンド環境の充実に向け、当社が I P 通信網により提供しているサービスについて、他事業者と相互接続し、他事業者の電気通信役務に係るものも含めて料金設定を行い、西日本エリアを含む広範囲なエリアに提供することで、様々な事業者等によるサービス提供を通じ、 I C T 利活用の促進や地域の活性化等に寄与するものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

現在、 I P 通信網サービス、 L A N 型通信網サービス及び専用サービスの提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備（ルータ）、端末系伝送路設備、端末系交換設備（ルータ）、各種サーバ設備。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響ができるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料 1 のとおりである。

(2) 技術

現在、 I P 通信網サービス、 L A N 型通信網サービス及び専用サービスの提供業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、 I P 通信網サービス、 L A N 型通信網サービス及び専用サービスの提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、市販で調達可能なサーバ設備及びルータ等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNTへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、本業務を提供するサーバ設備及びルータは、既存の当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものである。これらに加え、必要に応じて、県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等と同様の回線を組み合わせることで、他の電気通信事業者も同様に提供可能なものである。

また、本サービスを提供する当社サーバ設備及び当社ルータは、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等とは別個に構築若しくは調達するものである。

なお、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、当社サーバ設備との接続に必要なインターフェース条件については既に開示している。

インターネット接続回線、県間伝送路及び中継伝送区間に係る伝送路について、これらを調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしており、また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。なお、地域IP網、次世代ネットワーク、LAN型通信網及び専用回線等については、既に接続約款において、接続料を設定し、

接続に必要なインターフェース条件を開示しているほか、当社が提供するサービスと次世代ネットワークの網機能※3の対応関係等についても公表し、十分なオープン化措置を講じている。

加えて、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考え方である。

※3 「網機能」とは、網の提供する働きのことをいう。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いているものである。また、本業務は、当社サーバ設備及び県間伝送路等に加え、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可

(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、当社のルータ、当社が公募により調達したインターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路を組み合わせて対応するものであり、サーバ設備及び当社の次世代ネットワークのSNIとの接続条件については、インターフェース条件等を開示しているものである。

加えて、本業務に用いる地域IP網、次世代ネットワーク、LAN型通信網及び専用回線等については、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別

の費用負担を求めるものを含む。)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、市販で調達可能なサーバ設備等の通信機器を用いており、アプリケーションサービスについても、既に市場で普及しているもののほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、当社が公募により調達したインターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や事業部において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成29年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通

達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考え方である。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考え方である。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考え方である。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようとする考え方である。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションサービスについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

さらに、本業務は、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、並びに当社が公募により調達したインターネット接続回線及び中継伝送区間の伝送路と同様の回線を組み合わせることで他事業者も提供可能なものであり、オーブンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

また、サーバ設備の接続条件については、インターネット接続回線の公募調達等においてインターフェース条件等を開示しており、関連事業者の公平な取扱いを確保している。本業務で用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、また、本業務が次世代ネットワークのSNIへ接続する場合には、関連事業者が接続する場合と同等の条件及び費用負担により接続することから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

なお、本業務を営む上で、エリア外のエンドユーザとの通信を可能とするために、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者のネットワークのSNIに接続し、役務の提供を受けることを予定しているが、当該役務の提供条件は、当該他の市場支配的な電気通信事業者により公表されており、当該役務の提供が当社に対し不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるものではない。また、公募により調達する中継伝送区間に係る伝送路については当社において料金設定を行うこととしているが、当該事業者とは別個の設備を構築するとともに、排他的な共同営業を行う考えはないことから、他事業者との公平性は確保されているものと考える。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用（収益）項目一覧：

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・インターネット接続回線及び中継伝送区間に係る伝送路調達の募集案内：

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・社内文書・規程類等の一部：

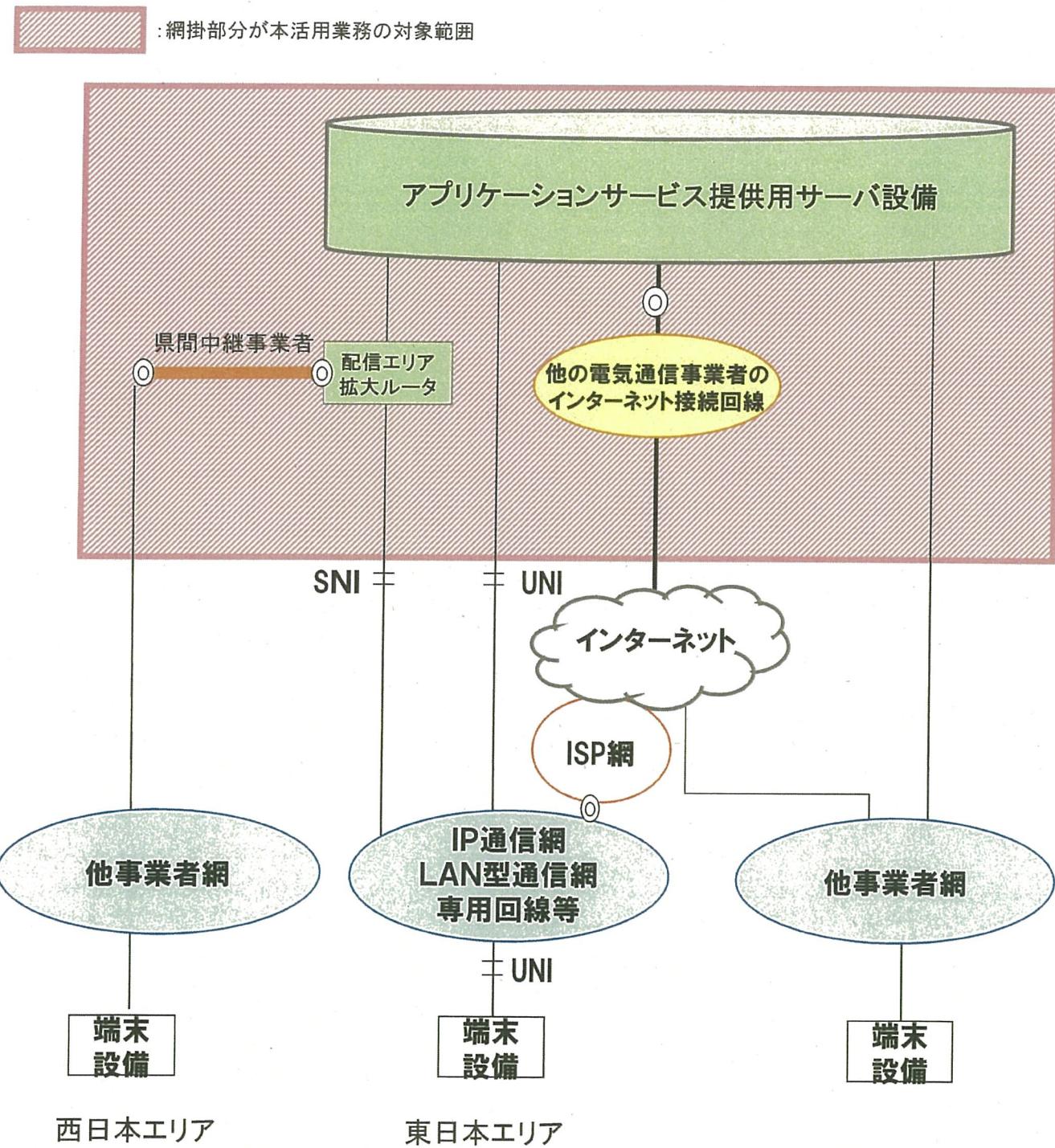
コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

添付資料

1. サーバ設備を利用したアプリケーションサービスの設備概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

1. サーバ設備を利用したアプリケーションサービス提供用設備の概要



- 当社サーバ設備は必要に応じて次世代ネットワークのSNI及びインターネット接続回線を介してインターネットに接続
UNI(User-Network Interface)…ユーザー(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。
SNI(Application Server-Network Interface)…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。
- 当社サーバ設備と次世代ネットワークのSNIとの接続にあたって県間伝送路を調達する場合は、県間中継事業者網との相互接続点を設置

2. 収支算定・費用算定の考え方

【収入】

算定方法

アプリケーションサービスの料金額相当に需要数を乗じて算定

【費用】

算定方法

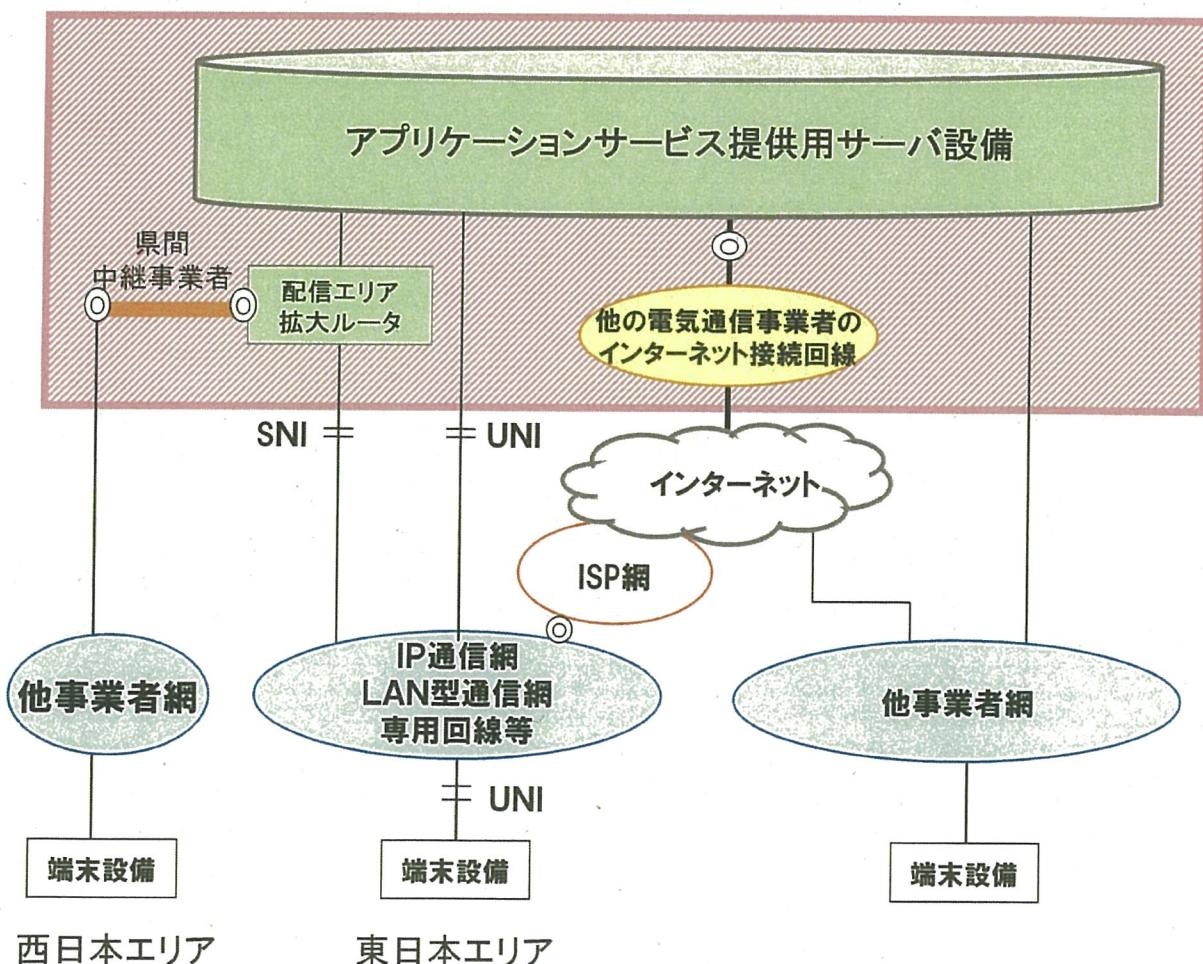
他の電気通信事業者のインターネット接続回線	公募により選定した他事業者への支払いAC
-----------------------	----------------------

アプリケーションサービスの提供用サーバ設備 および県間中継網等	必要となる装置及び伝送路のコストを計上
------------------------------------	---------------------

営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費
-----	--------------------

【収支対象範囲】

:網掛部分が本活用業務の対象範囲



- 当社サーバ設備は必要に応じて次世代ネットワークのSNI及びインターネット接続回線を介してインターネットに接続
UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

SNI(Application Server-Network Interface)…各種アプリケーションサーバ類とネットワークを接続するためのインターフェース。

- 当社サーバ設備と次世代ネットワークのSNIとの接続にあたって県間伝送路を調達する場合は、県間中継事業者網との相互接続点を設置